

学校感染症と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第18、19条より）【令和5年10月時点】

| 分類  | 病 名                         | 出席停止の基準                                      |
|-----|-----------------------------|----------------------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱                      | 治癒するまで                                       |
|     | クリミア・コンゴ出血熱                 |                                              |
|     | 痘そう                         |                                              |
|     | 南米出血熱                       |                                              |
|     | ペスト                         |                                              |
|     | マールブルグ病                     |                                              |
|     | ラッサ熱                        |                                              |
|     | ジフテリア                       |                                              |
|     | 重症急性呼吸器症候群(SARS)            |                                              |
|     | 急性灰白髄炎(ポリオ)                 |                                              |
|     | 中東急性呼吸器症候群(MERS)            |                                              |
|     | 特定鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)    |                                              |
| 第二種 | インフルエンザ<br>(特定鳥インフルエンザを除く。) | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                |
|     | 百日咳                         | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで      |
|     | 麻疹(はしか)                     | 解熱した後3日を経過するまで                               |
|     | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)             | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。 |
|     | 風しん                         | 発しんが消失するまで                                   |
|     | 水痘(みずぼうそう)                  | すべての発しんが痂皮化するまで                              |
|     | 咽頭結膜熱                       | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                          |
|     | 新型コロナウイルス感染症                | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで             |
|     | 結核                          | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで            |
|     | 髄膜炎菌性髄膜炎                    |                                              |
| 第三種 | コレラ                         | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで            |
|     | 細菌性赤痢                       |                                              |
|     | 腸管出血性大腸菌感染症                 |                                              |
|     | 腸チフス                        |                                              |
|     | パラチフス                       |                                              |
|     | 流行性角結膜炎                     |                                              |
|     | 急性出血性結膜炎                    |                                              |
|     | その他の感染症                     |                                              |

- 新型コロナウイルス感染症以外の第2種感染症について、医師が感染のおそれがないと認めた場合は登校可能です。
- 「〇〇した後△日を経過するまで」は、「〇〇」という現象がみられた日の翌日を第1日として数えます。「解熱した後2日を経過するまで」の場合は以下のとおりとなります（感染症法上の発熱は37.5℃以上）。  
例） 月曜に解熱（平熱になる）→火曜（解熱後1日目）→水曜（解熱後2日目）→木曜（出席可能）  
↑火曜、水曜に発熱があった場合は0日に戻る。
- 新型コロナウイルス感染症の「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。また、新型コロナウイルス感染症については出席停止を解除した後でも、発症から10日を経過するまでは、他者に感染させる可能性があるため、できる限りマスクの着用をお願いします。

※ お困りの際は学校(0142-25-5115)まで御相談ください。